

議案第 11 号

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 7 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、条例の改正を提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成１９年
京都府後期高齢者医療広域連合条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第２項」を「から第３項まで」に改める。

第７条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第８条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条中「部分休業」
を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に
規定する部分休業」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を
削る。

第９条を次のとおり改める。

（第２号部分休業の承認）

第９条 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１
項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間
を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、
それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に１時間未満の端数がある場合であ
って、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務
時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当
該残時間数の全てについての承認があったとき 当該残時間数

第１２条を第１６条とし、第１１条を第１５条とし、第１０条を第１４条と
し、第９条の次に次の４条を加える。

（育児休業法１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１０条 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月
１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として
条例で定める時間）

第１１条 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準
として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第12条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(部分休業の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をしている職員について第3項変更の申出を承認しようとするときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第11条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。